

第1回 吹田市民プール指定管理者候補者選定委員会議事録

- 1 開催日時 平成30年（2018年）6月14日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 吹田市役所 低層棟 3階 研修室
- 3 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 出席者紹介
 - ア 選定委員の自己紹介
 - イ 事務局職員紹介
 - (3) 委員長及び副委員長の選出
 - (4) 募集要項（案）中の評価項目及び配点、選定方法等の内容の検討及び決定
 - (5) その他（次回の開催予定等）
- 4 出席委員 橋本 行史（関西大学 政策創造学部）
 劔物 康健（近畿税理士会 吹田支部）
 香川 俊治（吹田市こども会育成協議会）
 ※欠席委員：山野 薫（大阪人間科学大学 人間科学部 理学療法学科）
- 5 出席者 畑澤 実（都市魅力部長）
 （事務局） 上村 里三（文化スポーツ推進室 参事）
 松本 友美（文化スポーツ推進室 主幹）
 大村 貴之（文化スポーツ推進室 主査）
 田畑 磨（文化スポーツ推進室 主査）
 辻 公代（文化スポーツ推進室 係員）
 大黒 靖弘（文化スポーツ推進室 係員）

事務局 ただ今から、吹田市民プール指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、本選定委員をお引き受けいただき、また、御出席いただき誠にありがとうございます。

お手元に、委嘱状をお配りさせていただいておりますが、委嘱期間は本日から、当該の諮問に対する答申の時までとなっております。

詳細につきましては、後ほど担当者から御説明させていただきます。

この選定委員会の内容につきましては、選定結果が出た段階で、委員名簿、議事録、審査結果等が公表となります。

ただし、議事録、採点表は匿名とさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

. 部長挨拶

事務局 本日は初めての会議のため、委員長、副委員長が選任されておられません
が、本選定委員会の進行につきましては、委員長、副委員長が選任されま
すまで事務局で進めさせていただきます。
選定委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

.....各選定委員自己紹介.....

事務局 次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。
.....事務局職員紹介.....

事務局 本日が初めての会議となりますので、吹田市民プール条例施行規則第2
4条第1項の規定で本選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互
選により定めるとありますが、いかがいたしましょうか。

委員 事務局一任します。

事務局 今、委員から「事務局一任」という発言がございましたがいかがで
しょうか。

委員 異議なし。

事務局 「異議なし」ということですので、事務局からご提案させていただきます。

委員長にA委員、副委員長はB委員にお願いしたいと思いますがいかが
でしょうか。

委員 異議なし。

事務局 「異議なし」ということですので、委員長はA委員、副委員長はB委員で
決定したいと思います。

委員長、副委員長、一言御挨拶をお願いいたします。

..... 委員長挨拶 副委員長挨拶

事務局 これより会議の進行を委員長をお願いいたします。

A委員長 それでは、本選定委員会の設置目的及び諮問内容につきまして事務局か
らご説明願います。

事務局 本選定委員会は、吹田市民プールの次期指定管理者候補者及び次点者の
選定を行っていただくため、設置いたします。

諮問内容としましては、指定管理期間が平成31年(2019年)4月1日から平
成36年(2024年)3月31日までの5年間の指定管理者を決定するため、貴委員
会に対し、吹田市民プール指定管理者候補者及び次点者を選定していただ
くため諮問するものです。

A委員長 それでは、本日の出席者の状況報告をお願いいたします。

事務局 本日の会議の出席者の状況を報告いたします。
本選定委員の総数4名中、出席者3名であり、吹田市民プール条例施行規則第25条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がございますので本選定委員会は成立していることを報告いたします。

A委員長 それでは、審議に入りたいと思います。最初にお手元の資料の確認につきまして事務局よりお願いいたします。

事務局 最初にお手元にお配りいたしております資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

- ・ 吹田市民プール指定管理者候補者選定委員会 次第
- ・ 吹田市民プール指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- ・ 吹田市民プール指定管理者 募集スケジュール(案)
- ・ 吹田市民プール指定管理者募集要項 (案)
- ・ 吹田市民プール指定管理者候補者の選定方法等について(案)
- ・ 吹田市民プール指定管理者選定評価採点基準及び配点 (案)
- ・ 評価方法 (案)
- ・ 選定方法 (例)

参考資料 ・ 吹田市民プール指定管理者管理運営基準

A委員長 吹田市民プール及び指定管理者募集スケジュールについて、趣旨、内容の説明をお願いします。

事務局 片山市民プールは室内、屋外プール併設の通年利用の施設でございます。北千里市民プールは夏期専用の屋外施設でございます。本市の市民プールは、平成18年4月から指定管理者制度による施設管理に移行しており、当初は非公募、3年の指定期間でしたが、平成21年4月からの指定管理者の選定は公募とし、当該施設の指定期間を5年と決めました。現行の指定管理者は平成30年3月末日で指定期間が満了することとなります。これに伴い、次期の指定管理者を公募により、指定管理者の選定を行っていただくものです。

— 資料内容の説明「吹田市民プール指定管理者募集スケジュール(案)」

A委員長 ただ今、スケジュールについて、説明がございましたが、質問ございませんか。

なければ引き続きまして、次第2の募集要項(案)、選定方法等の内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局 — 説明資料に基づき概要説明 —

- ・ 吹田市民プール募集要項 (案)
- ・ 吹田市民プール指定管理者の選定方法等について (案)

A委員長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等頂きたいと思います。

C委員 資料3ですが、評価の欄に点数を書けばよいのですか。

事務局 ご指摘のとおりです。

A委員長 委員の意見は、配点の欄に、マックスの配点がございいますが、マックスの範囲内の中で、点数を入れることが委員の役割ということで、確認させていただきました。
他にございますか。

A委員長 募集要項の11ページの項目6応募書類でございいますが、応募者の側からみると、とても重要な文書かと思うのですが、「応募にあたって、次の書類を提出してください。なお、提出書類中、事業計画書、収支計画書、管理体制計画書の3つの書類で、事業運営について示す」と書いてあるように読めます。特に事業計画書には、「施設の適切な管理を行うための具体的な方策を示してください。」と書いてあるのですが、この、特にというのは、どういう意味を持っているのでしょうか。
あるいは、この一番最後の事業計画書について、「特に事業計画書には、施設の適切な管理を行うための具体的な方策を示してください。」と書いてある、これを見られる方々は、どう取られるのかということを確認しておきたいのですが。

事務局 今の質問につきまして、事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書につきまして、収支計画書は、予算上の経費の算出となっております。ただ、管理体制につきましては、各応募団体の勤務の配置という形になってきます。市としまして、事業計画の中に、いろいろな指定管理を取り入れたからこそ、民間のノウハウ等も行うことも可能になってきていますので、事業計画の中で適切な管理を行うために、具体的な方策をお示くださいとしたものでございます。

A委員長 中心になるということですので、読んだら、このままでもいいかなという感じがいたします。

A委員長 確認ですが、募集要項（案）の配点の配分でございいますが、これは、従来に準じたような配分する案として、考えていただいたのでしょうか。何か、特別な配慮がありますか。

事務局 昨年見直しをさせていただいて、6項目をこちらで決めさせていただいたものです。

事務局 昨年度、体育館の指定管理者の選定の際に使ったものです。

A委員長 わかりました。
目を通させていただいたら、1番の市民の平等な利用が確保されること
でございいますが、基準を満たしておれば、同じような点数になるかな、と
ころが、2番は事業計画書の具体的な内容ですから、少し差が生まれる可
能性があると、3については、基準を満たしておれば、あまりかわらない
様な採点になる可能性もある気がします。
4については、事業計画、収支計画の内容によって少し大きな差が出る
のではないかと、5については、一律点数が決まってしまう採点になりま
す。
6については、これは事業計画の内容によって差がつくのかと考えまし
たが、概ねそういうことでございましょうか。

B副委員長 選定基準の5番の、5ポイントですが、2ポイントと3ポイントということで、市内に本社を置くということに、あまりこだわらずに、いい企業なりを選ぶためなんでしょうか。

事務局 5番につきましては、本市の姿勢として、市内業者優先ということをかかげておまして、まずは市内の方でいいところを探して、それでもない場合に市外という形になっています。どうしてもこの項目は、本市の条件となります。

B副委員長 条件に入っていることは、良いと思いますが、点数的に低いから、別段、希望する企業にとってみたら、市外であったという気持ちで点数が低くなっているのでしょうか。

事務局 以前は、もう少し点は高かったんですけども、市内を特に優先ということよりも、事業内容等を優先して選ぼうという形になってきています。

B副委員長 プールとかだったら、市内業者ではむずかしいでしょうか。

A委員長 ご確認いただいたんだと思いますが、多いとみるか、少ないとみるかは、それぞれの事情があるのではないのでしょうか。
他にございますでしょうか。

事務局 資料4を見ていただきたいのですが、評価方法ですが、先ほど評価の欄に点を記入していただくと申し上げましたが、評価基準として、ABCDEを委員の皆様に入れていただくということとなります。5番につきましては、3段階と2段階の評価という形となりますので、よろしくをお願いします。

A委員長 この項目については、委員が評価するというより、機械的に評価が決まるということでしょうか。

事務局 その通りです。

A委員長 委員が記入するということでございますね。

A委員長 資料3の採点基準配点表でございますが、この選定基準の所にですね、2番、3番、4番については、事業計画書、管理体制計画書、収支計画書と明示されていますが、1、5、6については、その書類が明示されていません。

どの項目を総合評価とするのか、特定の資料ベースで評価するのか、あるいは、等というような表現を入れるのか、検討しておいた方が良いと思いますがいかがでしょうか。その背景説明を頂いてからでいいと思います。

事務局 指定管理者の申請の書類の中の事業計画、その他の部分につきまして、各応募団体の方が、市と協働でこのようなことをやっていきたい、自主事業として、こういったことを行いますと、事業計画の一部の所で入れることがありますので、こちらの方には、関連してくる事業計画とか管理体制等の文言を入れさせていただきたいと思います。

事務局 具体的に、すべての項目について、文言を入れていきたいと考えております。

- A委員長 入りきらない時は等を入れていただくとかすると、選定基準については、現時点では、(2) (3) (4) が明示されているわけですが、その他の項目についても明示いただくということですね。
後は、考え方だけですが、(2) のウについて、安心・安全のテーマが書かれています。(3) ア、イに災害時の連絡体制と、分けられている所がございますが、この安心・安全は、(2) (3) にまたがっているように思うのですが、いかがですか。
- 事務局 (2) のウの安心・安全に利用できる施設というものは、日々の利用の時に安心安全に利用していただける具体的方策の観点で、(3) は災害時の、危機管理的なところになると思います。
- A委員長 事故の場合は、どこにあたるのですか。
- 事務局 事故は(2) の方で、日々のところになります。
- A委員長 (3) は、自然災害等の場合であって、日常のリスク管理は(2) でみるということですね。
他にございませんか。
- 委員 なし。
- A委員長 続きまして、14 ページがございます、7 指定管理者の選定(3) がございますが、「提案があった事業計画書等の説明」について、必要に応じて、応募者から直接当該事業計画について説明を求められることができますが、今回の募集にあたって、必要性等があると判断するケースもあると思いますが、この件につきまして、次の選定委員会時に出席を求めるということで、よろしいでしょうか。
- C委員 それで良いと思います。
- 事務局 プレゼンテーションを行っていただいて、その後で委員の皆様へ採点いただいた方がわかりやすいと思っております。
- A委員長 次回の委員会に、この条項に基づいて来ていただいて、説明を受けるということで、確認させていただくということで、よろしいですね。
- 委員 異議なし。
- A委員長 他にご意見ございますでしょうか。ございましたら、個別に頂きたいと思えます。
ここで、本委員会につきまして、事務局でご提案いただきました案のそれぞれの確定に入らしていただきたいと思えます。
まず、資料の1 募集要項についてでございますが、この内容でよろしいでしょうか。決議を取らしていただきたいと思えます。
よろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

A委員長 次に、お手元の資料の2でございます、選定方法と資料の3採点基準及び配点表、資料の4評価方法でございます。この中において、資料の3について一部修正を事務局でしていただくということについては、確認させていただきました。それらを含めて、この件について、承認させていただくということについて、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

A委員長 ありがとうございます。これについても、確認させていただいたということで、2つの案について異議なしという事で承認いたします。

A委員長 なお、資料3の選定基準(3)のイでございます、一覧表の真ん中よりやや下の安定的な管理運営が可能な財政的基盤の項目についてですが、過去3年間の決算報告書の計上及び営業損益から組織的財政的能力があるという項目がございます。この項目につきましては、専門的な項目でございますので、事務局の方でどのように処理するか、案がございましたらお聞かせください。

事務局 この項目につきましては、選定委員として参画していただいておりますC委員に、次回の選定委員会の冒頭で、各団体の内容のレクチャーを受けました後、各委員に採点をしていただきたいと思いますと考えております。

A委員長 ありがとうございます。次回の委員会までにC委員に書類等、お目通し頂き、ご解説を頂き、それを元に判断するという事のご説明頂きましたが、よろしいですか。

委員 異議なし。

A委員長 それでは、以上承認された事項を選定評価基準に基づきまして、指定管理者の選定を進めて参りたいと思います。
よろしいですか。

委員 はい。

A委員長 それでは、次第の3に進ませて頂きます。
その他について、事務局から何かございますか。

事務局 次回の選定委員会の日程ですが、スケジュール(案)にありますように、8月下旬を予定しております。先ほど話にでましたように、その日には審査に当たって応募者のプレゼンテーションを聞いた後に採点をお願いしたいと考えています。プレゼンテーションに関しましては、準備や後片付けの時間を含めまして、30～40分必要になると思います。事業説明のための応募者の出席を求めておきます。

日程につきまして、事務局の都合で大変申し訳ありませんが、8月24日(金)を中心に検討しておりますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

A委員長 皆様、どうぞごさいしょうか。

C委員 午前中か夕方、3時以降であれば、出席可能です。

B副委員長 今のところ、出席可能です。

A委員長 8月24日、私は1日出席可能です。
そうしましたら事務局で調整頂いて、D委員の都合がよいときをお願いします。
事務局から次回の委員会の日程について、また、ご案内を頂くことになります。

A委員長 以上をもちまして、本日の委員会は終了させて頂きたいと思います。
委員の皆様、事務局の皆様どうもありがとうございました。